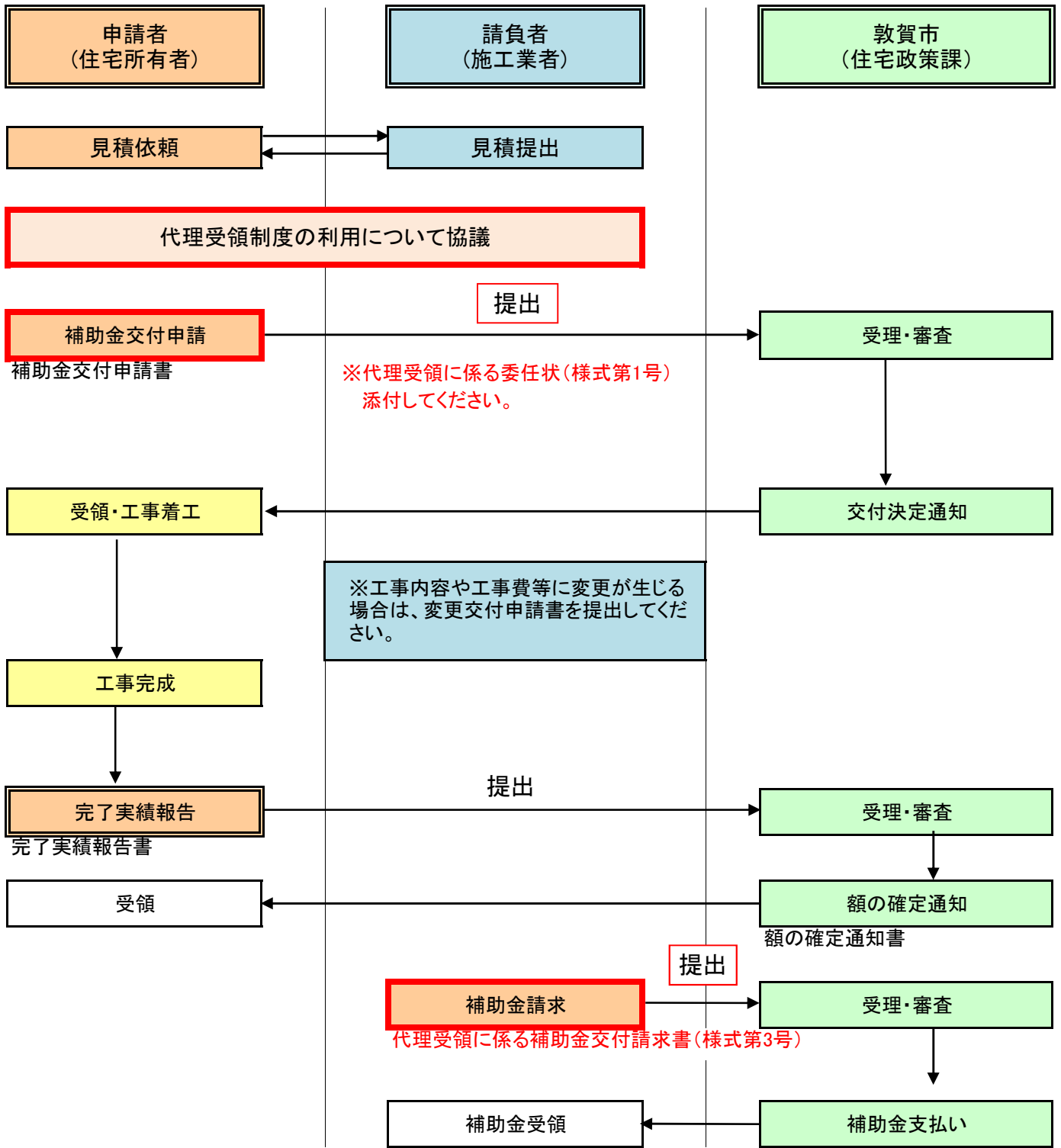


代理受領制度 手続きの流れ

 代理受領制度の手続き



【注意事項】

- 代理受領制度の利用については、各補助事業の申請者及び請負者(施工業者)間で十分協議してください。
- 制度を利用される場合は、原則、各補助事業の交付申請書とあわせて代理受領に係る委任状(様式第1号)を提出してください。工事中又は工事完成後に制度の利用を決定した場合は、完了実績書を提出する前に、代理受領に係る委任状(様式第1号)を提出してください。
- 工事完成後、速やかに完了実績報告書を提出してください。完了実績報告書の提出が遅れる場合は、請負者(施工業者)への補助金の支払いも遅れますので、ご注意ください。
- 補助金の支払いは、市への請求後、2から3週間後となります。
- 請求書は各補助金の請求書ではなく、代理受領に係る補助金交付請求書(様式第3号)で提出してください。